

令和4年度 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する  
条例検討専門部会（第1回会議） 議事概要

- 1 開催日時 令和4年(2022年)6月20日(月曜日)  
10時00分から12時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 大会議室
- 3 出席委員  
大橋圭子委員、大橋博委員、岡田委員、崎山委員、田村委員、中西委員、山田委員  
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)専門部会について
- (3)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
- (4)その他
- (5)閉会

5 議事概要

- (1)開会  
健康医療福祉部次長あいさつ
- (2)専門部会について
  - 専門部会設置の経緯等について事務局から説明
  - 委員自己紹介
  - 委員長の選任  
田村委員が崎山委員を推薦し、崎山委員が委員長に就任
  - 副委員長の選任  
崎山委員長が田村委員を指名し、田村委員が副委員長に就任
- (3)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
  - 事務局から資料2を説明

(委員)

ただいま、事務局から説明がありました。

これから委員の皆様方に、それぞれご意見をいただきたいと思いますが、会議の中で、皆さんが平等に意見を言えるようお願いしたいと思いますので、一人の委員とのやり取りで終わることなく、皆様方に意見を発表していただきたいと思います。

皆さんに意見を言ってくださいとお願いしても、あっちこっちに話が飛んでしまいますので、パーツごとにご意見をいただきたいと思います。

まず、最初に「たたき台」ですが・・・。

(委員)

委員長、お待ちください。

申し訳ありません。たたき台の説明が事務局からありましたが、その前に、滋賀県施策推進協議会の検討の結果について、私から質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

たたき台について協議する前に、検討結果について質問したいと思いますが、なぜかと申しますと、障害者施策推進協議会では4回協議をいただいたとっていますが、滋賀県ろうあ協会はこの協議会には入っておりません。

私たちは、6年前に署名運動を行いました。手話言語条例を作っていただきたい、それを目指して、署名運動に取り組んできました。そして要求を出し続けてきました。けれども、結局、一体型という結論が出されています。滋賀県ろうあ協会に対する説明は今までありません。また、署名運動の意義が薄れてきているように感じます。これに対して、滋賀県ろうあ協会や私は納得ができません。

しかも、なぜ、一体型にこだわるのか。こだわる必要があるのかの理由の説明をお願いします。

また、障害者施策推進協議会に対して、県内の一般の方々の意見（知事への手紙）も数件あったかと思います。一体型ではなくて、2つに分けて作る必要があるのではないかとの意見があったかと思います。そのあたり、多数の意見で決めるというのもし方がないことかもしれませんが、私たちの署名運動の意義が何だったのか。署名を無視して、一体型を進めるのか。そのあたりについて、滋賀県ろうあ協会に対して、きちんと説明していただかなければ、進まないのではないかと考えています。

その上で、与えられた議題に対して、意見を出したいと思っています。

質問に対して、ご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

今、ご意見をいただきましたように、小委員会で検討をした後、施策推進協議会に検討の場を移して、3年間議論をしていただきました。小委員会で2年間検討を行い、結論が出ませんでしたので、施策推進協議会に議論の場を移して議論を行うということについて、ろうあ協会の合意も得て、議論の場を移したわけです。

施策推進協議会で署名運動のことも含めて検討いただいた結果、一体型で作っていただくこと合意をいただきましたので、施策推進協議会の結論を尊重いただいて、この場ではご議論いただけたら幸いです。

(委員)

事務局からのご回答、ありがとうございます。

話をそらせるつもりはないのですが、皆さんと一緒に考えて、一緒に進めていきたいと考えています。

ただ、今日、委員の皆様は、音声言語を聞いて、それで納得できると思います。しかし、私と委員は、手話通訳、あるいは手話通訳を通じての間接的なコミュニケーションを通じて理解をしています。ただ、手話通訳が100%伝えてくれているかは私には確認することができません。音声言語であれば、100%聞いて理解し、判断ができると思います。例えば、私が手話で話をするとき、10人手話通訳がいたら、読み取った言葉の選択でいうと、10人が違った言葉になるかもしれません。

ですので、申し訳ないですけれども、パソコンの要約筆記も是非用意いただきたいと思います。それは情報保障として、情報バリアフリーの一つとして整備をしていただくとありがたいです。

一体型のたたき台に対してですが、また後で意見を言いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

(委員)

今、委員から一つの要望として、要約筆記も加えてほしいという内容でした。

(事務局)

準備が不十分で申し訳ありませんでした。

次回からは、要約筆記も含めて準備をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(委員)

では、このたたき台について、ご意見をいただきたいと思います。

まずはパーツ、パーツでご意見をいただきたいので、最初に条例名について意見をいただきたいと思います。

誰からでも構いませんので、この「滋賀県手話をはじめとする障害者の文化を守り育てる条例」という名称について、ご意見のある方は挙手のうえ、お名前を言っていただいてからお願いします。

(委員)

この題ですが、まず「手話をはじめとする」ということについて、これは条例の全部についてもそうですが、「手話を」というのが入って、手話を中心に意思疎通が図られているというところに、私は大いに疑問を持ちますし、すべての障害者のコミュニケーションの取り方を重視するということから、手話について特別に取り上げるのは少しどうかなあと思います。

私の立場から言いますと、言語からすべてを理解できるということではなくて、例えば、今も言われましたけれども、文字からも情報を入れ、意思疎通を図ります。

私たち視覚障害者にとって、意思疎通を図るのは体全身からすべての情報を得るわけです。足の裏から今どこに立っているんだ、どこに居るのかを。それから温かさ、冷たさ、におい。今いる環境がどういうところだろう。歩くとき、それから日常生活を送るとき、全ての情報を全身で受けているということも感じたいと思いますし、そのためには、題名の中に、「文化」も当然大事なことです。何が言いたいのか、どういうことをしたいかという点で、「コミュニケーションをとる」「意思疎通を図る」という点を一番強調したいということを私は言いたいです。

(委員)

今、委員から、題名について、最初に手話が出てくるということには抵抗があるというご意見がありました。

他にご意見はありますか。

(委員)

委員のご意見、本当にそうだなあとと思います。「手話」が上で、「障害者の文化」が下のよう、そんなつもりは全くありません。ゼロです。誤解をしていただかないようお願いいたします。

私は正直に申しまして、資料をいただいてびっくりしました。「手話をはじめとする障害者の文化を守り育てる条例」。どういう発想なのか、正直わかりません。障害者だけではなく、例えば、障害者の家族であったり、関係者も必要ではないか。そのあたりは考え直す必要があるのではないかと思ったのが、1点目です。

2点目として、「文化」という言葉の意味、捉え方は、多分、一人一人違うのではないかと思います。「文化」という言葉の意味が何かということは、今まで議論したことはないと思います。手話言語と意思疎通について、あるいは情報コミュニケーションについては議論をしてきましたが、「文化」の意味についてはどうなのかなと思っています。

先ほど、委員がおっしゃったように、意思疎通を大事にしたいというご意見だと思いますが、これは情報バリアフリーとして私は理解をしています。

そうなりますと、手話言語というものを盛り込むのはやはり無理があるのではないか。こちらに「手話でGo!」というパンフレットがあります。手話は言語そのものである。情報バリアフリーは、それはそれとして分けないと、県民にとってはわかりにくいのではないのでしょうか。そういうような話もこのパンフレットには載っています。

しかも、手話言語には5つの権利があると書いてあります。「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」という5つの権利があるということで、すべてをこの条例の中に盛り込むのは難しい。意思疎通と言語をいっしょにするのか、分けるのか。やはり理解しにくいものだと思います。その辺りをもう一度検討いただけないかと思っています。

皆さんご存知のように、参考資料として、国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という、長いタイトルですが、障害者がみんなが、あらゆるところで、あらゆる分野で、情報にアクセスができるように環境を整えていくということを国が打ち出したわけです。ただし、手話言語については別ということで、手話言語法を立法として検討するというのを、はっきりと国でも打ち出しているわけです。ですので、一体型というのはやはり無理があるのではないかというふうに思っています。再度検討をしていただきたいと思います。

たたき台を見ますと、手話の普及ということしか載っていないと思います。このあたり、もう一度、洗い直すことができないか、滋賀県ろうあ協会として意見を出したいと思います。

(委員)

障害福祉課から手が上がりましたので、お願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。我々も説明が不十分だったと思っている点があり、まず条例をこういう形で作りたいという県の思いをご紹介した方がいいかなと思っています。

我々の当初の認識として、すべての障害者の方、皆さんがこれまで意思疎通に困難を感じて、場合によっては意思疎通において差別を受けた経験があると思っています。

また、本県では、手話使用に対する制約があったという歴史的事実もありまして、ろうの方も意思疎通について長く不遇の時代を過ごされていたと理解しています。

意思疎通手段ですけれども、ご承知のように、人間が考えたりとか、他の方との意思疎通に使用するもので、人間にとって欠かせないものだと考えています。

しかしながら、手話については、その使用自体を学校で禁止されたりとか、そういったこともあって、条例によって手話はちゃんと言語なんだと、そして文化的所産なのであると、手話は言語であるということをもっと明らかにしたいと考えたことが一つございます。

それから、障害者の方は、障害特性に応じて多様な意思疎通手段を使用されていると思っております。またこれらの意思疎通手段を用いて様々な生活を送っていらっしゃると思っておりますけれども、こういった生活様式が障害者の方の文化であるということをもっと認めて、ご本人それぞれに合った意思疎通手段を学習して利用できる社会を作りたい。そして、それぞれの意思疎通手段に基づく文化、手話だったり、点字だったり、PECS だったり、触手話だったり、多様な手段があるかと思っておりますけれども、手段に基づく文化が育まれて守られていく取組を進めていきたいと考えています。

私たち県の思いとしましては、こうした障害者のコミュニケーションこそ、滋賀の共生社会の重要な基盤であると考えていて、これを条例化することで共生社会を推し進めていきたいというふうに考えております。

ろうあ協会の方にも説明が不十分というご指摘をいただきましたので、協議の場はこれとは別に持たせていただきたいと思っております。

続いて、なぜ手話を代表例で出しているのかというご質問もあつたかと思っておりますが、ここは、先ほどご紹介したような手話が置かれた歴史的経緯があると、学校で使用禁止を受けていたということも踏まえて、条例で手話が言語であるとしっかり伝えていきたいということでイメージしております。

さらに、「文化」ということについても指摘を受けておりますけれども、障害者の方が自分の障害特性に合った意思疎通手段を学べなかつたりとか、意思疎通で差別を受けたりされたという歴史があると思っておりますので、この条例を通じて、本人の特性に応じた意思疎通手段を学習して、利用できる社会を推進していきたいと思っております。

こうした違いがありますので、手話のみを列挙した形になってはいますが、今日のご意見として、しっかり受け止めたいと思っております。

(委員)

今の事務局の説明を受けまして、仮称になってはいますが、ご意見としては、手話が一番先に出てくるところで委員からのご意見があり、また、委員が今の思いを言ってくれました。

他にご意見はないでしょうか。

(委員)

仮称についてですが、自閉症の人は社会的コミュニケーションの困難さを抱えています。自分の伝えたいことを十分に伝えられない、相手の伝えている意図がよくわからない、ということが、毎日の日常生活の様々な場面で起こっています。

今回の条例は、自閉症のコミュニケーションの困難さを一般の方に理解していただく大きく機会になると期待しております。その点から考えると、この仮称の「障害者の文化

を守り育てる」という部分は、コミュニケーションのことを指すとは、一般の方が目にした場合は結びつきにくいと考えます。

手話のこれまでの歴史のことは少し読ませていただいていたいました。それでもこの条例は、手話も含めて、それぞれの障害特性に合わせた代替コミュニケーションの手段が必要なんだということを示す条例だと思っております。

「手話をはじめとする」という表現は、他のコミュニケーション手段の存在が少し薄くなってしまふような感じがしております。

できれば、並列に近い形で、「障害特性に合わせたコミュニケーション」や「情報コミュニケーション」などの表現が加わるとありがたいと思っております。

(委員)

今のご意見で、手話以外のコミュニケーションの言葉を題に入れた方がわかりやすいというご意見をいただきました。

委員、題名に関して、ご意見はございませんか。

(委員)

名称についてですが、とても難しいと思います。

文化を守るということ、先ほど、委員もおっしゃいましたが、私も同じことを思っています。わかりにくいなと思っております。盲ろう者の立場として合っているかどうかということですね。

それと委員がおっしゃいましたように、読み取り通訳がすべての言葉を言っているかどうかということも、私は全く見えませんのでわかりません。理解できていません。

手話という言葉が名称に入れるということですが、盲ろう者としても、それはちょっと難しいと思っております。

盲ろう者は見えませんので、手書きなども利用します。そういう伝え方で情報コミュニケーションをとるとするのは、とても大変なんですね。誤解されるときもあります。工夫が必要だなというふうに思います。

私としては、手話言語条例とコミュニケーション条例は一本化しないで、分けていただきたいと考えています。盲ろう者の立場として、手話だけでなく指字など様々なコミュニケーション手段がありますが、それはコミュニケーション条例のほうです。手話言語とは全く分けて考えていただきたいと思っております。今の私の考えとしては、そういうふうに思っております。

(委員)

今は題名についての意見をいただいております、一本化の是非についてはご意見をいただく場ではないように思います。

この条例の名前については、委員も、委員も、委員も、また委員も同じような思いで、ある一部分では手話を特に持つてくるというのではなく、情報コミュニケーションというところで、第三者が見てぱっとわかりやすいような条例名の方が普及活動にとってもいいのではないかと皆さんのご意見でした。

条例名についてはこのくらいにしておきます。

次に、定義についてご意見をいただきたいと思っております。定義につきまして、ご意見はございませんか。一つ一つでも、全体で見えていただいてもいいと思っておりますけれども、定義の

中に「手話言語の普及」という定義が最初にあります。次に「意思疎通手段」として、様々な手段を書き添えておられますが、この中でご意見はございますか。

(委員)

定義の中の「意思疎通手段」について、私たち自閉症の支援者、また自閉症の人たちは、今、コミュニケーション手段として、PECS というものを使っています。「絵カード交換式コミュニケーションシステム」というものです。

この「意思疎通手段」に挙げられている中では、「実物および絵図の提示」という表記があります。事務局からは、この表記に PECS は含まれていると説明を受けましたが、これは PECS の説明としては間違っています。

「提示」だけでなく相互的なものですし、できれば「PECS」という名称または「絵カード交換式コミュニケーションシステム」という名称が載ればいいと思いますけれども、色々な権利の商標登録がしてあるものなので、事務局の方で載せられるかどうかというのは検討いただきたいと思っています。

(委員)

この条例は一旦施行しましたら、ずっと続くと思いますので、PECS の商標を使うことは少し疑問が残ります。

「絵図の提示および交換」という表現ではいかがでしょうか。

(委員)

「絵図の提示および交換」で PECS の全てを表せるかということ、微かな感じはいたします。

つい最近伺った話によりますと、PECS は京都市の養護学校ではすべての養護学校に導入されつつあるそうですし、全国的に 20 以上の PECS のサークルも今はございますし、徐々に広がりつつあります。

まだ滋賀では、私たちが使い始めているという段階ではありますけれども、自閉症の人たちにとっては、自分から発信するというコミュニケーションの手段として、これ以上のものはないと思っています。

(委員)

この「意思疎通手段」の「絵図の提示」では収まらないというところで、少し事務局の方でも考えていただきたいと思います。

(事務局)

ご提案いただいたことを含めて、少し事務局の方でも勉強させていただいて、どういう表記がいいか、検討させていただきたいと思います。

(委員)

他、いかがでしょうか。

(委員)

定義のところですが、「意思疎通手段」の中で、「補助的・代替的な意思疎通の手段」と

して「手話通訳、要約筆記、要点筆記、盲ろう通訳」等々が書いてあります。

手話通訳は「補助的」ではないと思います。等価的な通訳です。「補助的」というのは取るべきです。「代替的な手段」というふうに絞ってはどうかというのが1点目です。

次に「文字通訳」という言葉を入れていただきたいと思います。

それから「要点筆記」という言葉は聞いたことがないですが、「要点筆記」というのはどういう方法なのでしょう。逆に教えていただきたいと思います。

それと「手話言語の普及」の定義のところですけれども、「手話が言語の一つであることを普及すること」とあります。その意味が分かる方は、その意味のご説明をお願いします。手話言語はろうあ者を獲得しなければならないのですが、誰が「手話言語の普及」をするのか。手話言語を獲得することが大事なんです。広める前に獲得することを広めないといけないと思います。定義の理解が私にはできませんので、何回も言いますが、やはり切り離して手話言語条例を作ってはどうかと思います。

委員、委員からも、情報バリアフリーとして、きちんと絞った条例の方がわかりやすいのではないかというような強いご意見だったと思います。私も、情報バリアフリーとして、きちんと環境整備を進めていただけたらと思いますけれども、手話言語は別にしないとわかりにくいと思っています。これはろうあ協会の意見です。

(事務局)

今、委員から話があった中で、「要点筆記」とは何かというご質問がありましたので、説明させていただきます。

要点筆記というのは、失語症の方が用いる意思疎通手段です。要約筆記と要点筆記は似ていますけれども違います。要約筆記は、決まった標準略号、標準略語を用いまして、例えば、ナに丸を付けて「難聴」という言葉を表したりしますけれども、失語症の方は、言語機能の中樞が損傷し言語機能に障害があるため、例えば、ニュースの天気予報については絵図で簡単に示したり、ニュースはまとめて短い文章で表したりして、失語症の方に伝えるというのが要点筆記になります。

「手話言語の普及」ということについてご意見がありました。「手話が言語の一つであることを普及すること」ということで、言語とは何かですが、障害者権利条約という条約の中で、言語とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」とであるとされています。手話が言語の一つであることを普及する中で、手話の歴史や文化的所産であることを県民の方に伝えていきたいという思いを持っております。

また、委員から、手話言語の獲得が一番最初に大切なものだというご意見をいただきました。手話言語の獲得は、ろうの方が主張される5つの権利の中で、まず最初にあげられるものでございまして、これは「学習の機会の確保」という部分で書かせていただいていると思っています。「学習の機会の確保」でいう「学習」は、学校現場での学習だけを意味するものではなく、家庭の中で、生まれてから、お母さん、お父さんとコミュニケーションをとる中で手話を覚えていくこともまた学習だと思っております。学校に通う前の手話の獲得についてもこの条例の中に含まれていると考えておりますが、もし「獲得」という表現が必要というご意見でしたら、そういったご意見も踏まえて検討させていただきたいと思っています。

(委員)

「獲得」という言葉を入れる、入れないというご意見を、また委員お願いします。

(委員)

盲ろう者にとって、触手話通訳というのは大変です。10時から12時まで、2時間ずっと触手話通訳を受けるとするのは、とても疲れます。休憩を入れていただきたいと思います。

(委員)

申し訳ございません。今回は休憩をはさめなかったのですが、次回からは1時間しましたら休憩を入れたいと思います。今日のところは、お疲れだと思いますが、このまま12時前までさせていただきたいと思います。

では、委員、定義の中でご意見ございますでしょうか。

(委員)

私は、定義はそんなにこだわっていないです。事務局から出された部分については、これでいいかなと思っています。

むしろテーマのところは言いたいことがありましたが、皆さんが言われましたので、タイミングを逸してしまいました。

ちょっとだけ言いたかったことは、「文化」のところで色々な意見が出ましたけれど、ツールとか手段をこの条例で明らかにするとか、県民に理解を求めるのではなくて、それを通して、それぞれ一人一人の障害のある人たちの尊厳や生きている生(なま)の位置付けみたいなことをきちんと理解してほしいということを知ってほしい条例だと思います。

確かに、差別解消の条例がありますけれども、それは情報コミュニケーションや意思疎通を通してその人そのものをきちんと理解するという、そういう条例の一つだと私は思っていますので、単に「文化」だとか、ツールだとか、そういうことではないということ定義の中に入れていただけるといいかもしれませんが、そういう点が少し条例の名前と関わって、もし定義のところに入るようであれば、何かしら入れていただければと思います。

(委員)

では、時間も限られていますので、次に「責務および役割」のところに入りしたいと思います。「県の責務」「県民の役割」「障害者・その家族の役割」「障害者団体・支援者の役割」「事業者の役割」「学校等の設置者の役割」という内容になっています。

この中で「学校等の設置者の役割」について、委員いかがでしょうか。

(委員)

「学校等の設置者の役割」として、教育のウエイトというのはとても大きくなるというふうに思っております。今回の場合は大きく3点ということで、その人に合わせた学習および選択の機会とか、ご本人もそうですし、関係者として保護者さん等も含めた相談に的確に応じていくということにより良いものを提供できるようにしていくこと。それから我々教員としての知識および技能向上のための研修では、長い期間になるかもしれませんが人材の育成はとても重要だと思います。また、より良い表現があればお願いしたいと思いますけれども、学校の役割として、先ほどの委員の意見でありましたが、その

人の尊厳であるとか人格を大事にしていくということを、学校として、教育に携わる者として、改めて認識しながらこの条例を進めていきたいと思っております。今後、どんなふうに学校として向き合っていくのかというところが重要なのかなと思っております。

最初のあいさつの冒頭のところでも少し触れましたけれども、聾話学校の歴史というところを改めて問いかけながら、積極的に教育を通じて何ができるかということ、十分考えながらやっていきたいと思っております。

コミュニケーションの方法もたくさんありますし、それぞれの歴史とか人生とか、色々な体験・経験を踏まえた思いもたくさんあると思いますので、それらも含めてご意見をいただきながら、どういうことができるかということも含めて考えていきたいと思っております。

(委員)

手話については学校で禁止された一定期間があったということですが、私ども知的障害は、学校に行くことすら認めてもらえない時代がありました。

それぞれ障害のある方が教育の場で権利を獲得するところから、福祉は入っていったと思います。その歴史を踏まえた上で、今回の条例を提案していただくというふうに思っておりますので、教育のことに関しては、今後また意見をいただきたいと思っております。

では、「障害者団体・支援者の役割」について、委員、いかがでしょうか。  
その上の「家族の役割」でも構いませんが。

(委員)

障害者団体・支援者として、実際に地域で使っていくということを、これからは重点的に力を入れていきたいということを思っています。

一つ思っているのは、この「責務および役割」に入るのか、上の「基本理念」に入るのかはわかりませんが、障害を持っているご本人からの発信のコミュニケーションを尊重したいという、「尊重」という言葉が入るといいなと思っております。

実際に私の息子なども、学校へカードなどを持って行って行っておりました。しかし、担任の先生からは、カードを提示して「こうしたい」ということを意思表示しても、そのカードを外されたり、その言っていることが叶えられなかったり、そういうことで混乱したことがたくさんあります。せっかく障害のある人自らが発信しても受け入れられないということは本当に大きな混乱の要因になってしまいます。決してわがままを叶えるということではございません。発信して、今できなかったらいつできるのかの説明が加われば十分にわかる人たちだと思いますので、障害を持っている人自らの言葉を尊重することがどこかに入るとありがたいと思います。

(委員)

委員、お願いします。

(委員)

「責務および役割」で項目が並んでいますが、「県の責務」のあとに「市町の役割」なのか「市町との連携」なのかわかりませんが、身近な自治体がきちんと実行するんだということを入れる必要があると思います。県は旗を振るけれども、市町が動かないという

こともあるわけで、しっかりそこを担保しておく必要があると思います。鳥取県は「市町村の責務」と書いてありまして、「責務」と書けるかどうかはわかりませんが、県だけが旗を振るのではなくて、市町も含めて推進していくんだという意思表示も含めた項目がいるのではないかと思います。

(委員)

大事なお意見だったと思います。

(委員)

委員に色々言っていただいてありがとうございます。やはり市町については入れていただきたいと思います。

それから「障害者」に「障害児」が含まれているのが確認したい点です。

それから「事業者の役割」では、「障害者に対して商品・サービスを提供する時」は「商品・サービス」ではなくて、「文化、芸術、スポーツなどのサービス」。例えば、私たち聴こえない人であれば、博物館や図書館に行っても情報にアクセスできません。「商品」ではなくて、わかりやすく、色んな分野がありますね。あらゆる場面を入れていただけるとありがたいと思います。文化であったり、芸術であったり、スポーツであったり、そういうものを入れていただきたいと思います。

そして3点目。「学校等の設置者の役割」のところですか。「児童、生徒、幼児等」と書いてあります。「乳児」はここに入るのでしょうか。乳児については、生まれたときについては、医療機関ですね。医療機関とどのように関わっていくのか、そこまで明示をしていただきたいと思います。「医療」「福祉」「教育」、この3つが連携する。それが非常に大事だと思います。それぞれ切り離すのではなく、本人にとって、そこはきちんと連携していただくことが大事です。「医療」「福祉」「教育」、この3者ですね。その3つをこの中に入れてもらいたいと思います。

(委員)

委員から医療との連携についてお話いただきました。

では、他にご意見ございませんか。

少し走りますが、時間的なところで最後になると思いますが、「見直し規定」についてご意見がございましたら、お願いします。「基本的施策」の部分でも構いませんけれども、いかがでしょうか。

(委員)

たびたび申し訳ございません。確認させていただきたいところがあります。

今日は第1回ですね。2回、3回、4回、何回あるのか。今年度中に県議会へ上げていくのか。全くスケジュール的なものが見えないので、見直しを持ちたいと思います。

それを踏まえて説明をいただくと、ろうあ協会として持って帰って、議論を深めて、また2回目のときに意見を持ってきたいと思いますので、方向性などもしっかりとお話いただきたいと思います。

(委員)

方向性というか、予定というところで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

すみません。資料をお示しして説明ができておりませんでした。

最初、冒頭にご説明させていただいたつもりでございましたが、この専門部会は、今年度に4回の開催を予定しております。来年4月の条例施行を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

この専門部会以外にも、タウンミーティングやパブリックコメントで、県民の皆さんのご意見を聴く場を設けさせていただいて進めていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

この専門部会は4回という予定をしております。

全般的なところでのご意見でも構いません。もしご意見ございましたら、お願いします。

(委員)

非常に細かいことになりますが、先ほど、通訳の休憩の話があったように、「人材の養成」のところなのか、どこなのかわかりませんが、通訳者の処遇改善をこの中にきちんと入れてほしい。単に情報コミュニケーションを推進していくという旗振りだけでは一番負担が来るのは通訳者ではないかと思うと、通訳者の確保のためには処遇改善を進めていくということを挙げておく必要があるのではないかと思います。

(委員)

今回、委員には、長時間の休憩なしのことで申し訳なかったんですけども、そういう意味で少し早く終わりたいと思っております。他にございませんでしょうか。

委員、いかがでしょうか。

(委員)

私としての考え方としては、この中の8人のすべての委員がコミュニケーションをしっかりとれるように、お互いコミュニケーションをとっていかないといけない。この中でコミュニケーションをとれていないと議論はできないと思いますので、私の考えとしては、やはり皆様方とできるだけコミュニケーションをとりたいたいと思っています。

(委員)

私は、もう丸々3年も委員をしておりますので、どの委員さんもどういうお考えなのかは少しわかっているつもりなのですが、横の連携というのは大事なことだと思いますので、どうぞ委員の皆様、今後とも連絡を取りあうなど、連携したいと思っています。

(委員)

細かいことを申し上げるのですが、先ほど、事務局から「4回あります。」と説明をい

ただきましたけれども、大体の目途として、何月頃に2回目、3回目は何月頃というように、ざっくりとした月を教えてくださいたいと思います。

(委員)

事務局、何月頃という目途をお願いします。

(事務局)

2回目については8月を目途に開催させていただきたいと思います。

3回目と4回目については、12月までの開催を目指してできればと現時点では考えております。

(委員)

次回は8月を目途にということで、12月までに4回目ということで思っていたらと思います。本当に長時間、委員には申し訳ございませんでしたが、これで第1回目の専門部会を終わらせていただきたいと思いますので、事務局へお返しします。

(事務局)

委員長、ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日のご意見を検討につなげてまいりたいと存じます。

また、通訳の皆様もありがとうございました。

委員のコミュニケーションへの配慮はできていなかった点もあったかと思えます。申し訳ございませんでした。次回は、要約筆記、休憩等を入れていきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これを持ちまして、本日の専門部会第1回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上